

アスレティックトレーナーコースに関する FAQ

*8/21 専任教員ミーティング・10/2 の AT コース新規申請説明会の質疑を含む

| | |
|--|----|
| 目次 | |
| 1. 専門科目(アスレティックトレーナーコース) | 1 |
| (1)新カリキュラム | 1 |
| アスレティックトレーナーコース(以下 AT コース)申請全般について(2023 年 10 月 18 日更新) | 1 |
| アスレティックトレーナー専任教員(以下、AT 専任教員)について(2023 年 10 月 18 日更新) | 2 |
| アスレティックトレーナーコース科目別講師(以下、講師)について(2023 年 10 月 18 日更新) | 5 |
| アスレティックトレーナー資格の更新について(2023 年 10 月 18 日更新) | 6 |
| AT コースのカリキュラム・授業単位について(2023 年 10 月 18 日更新) | 7 |
| 現場実習について(2023 年 10 月 18 日更新) | 8 |
| 実技確認テストについて(2023 年 10 月 18 日更新) | 8 |
| 検定試験(理論試験)について(2023 年 10 月 18 日更新) | 10 |
| (2)旧カリキュラム | 11 |
| AT コース全般について(2023 年 10 月 18 日更新) | 11 |
| 2. 共通科目について | 11 |
| 共通科目の全般について(2023 年 10 月 18 日更新) | 11 |

1. 専門科目(アスレティックトレーナーコース)

(1)新カリキュラム

| 質問・意見 | | 回答 |
|---|---|--|
| アスレティックトレーナーコース(以下 AT コース)申請全般について(2023 年 10 月 18 日更新) | | |
| 1 | 旧カリキュラム AT コース承認校が、新カリキュラム移行の前々年に、翌々年移行のための審査相談をメール等で受けつけていただくことは可能か？ (旧カリキュラムでの講師が、新カリキュラムでの講師基準を満たすか否か、等々) | カリキュラムの新旧を問わず、申請期間外に AT コース申請書の精査を行うことはありません。HP に掲載しております審査基準や講師基準をご確認いただき、その他ご不明な点等ございましたら随時当協会までお問合せください。 |
| 2 | 同じ大学の、異なる学部で申請する場合は、新規校と同じ手続きで考えてよいか。 | 同じ大学の、異なる学部で AT コースを新たに申請する場合、新規校と同じ手続きが必要です。 尚、同じ大学内でこれまでとは異なる学部で申請する場合、状況次第では AT コースの新設で対応いただくことが可能です。 専任教員・科目別講師・授業・施設等が同様の場合、定員増加での対応もご検討ください。 |
| 3 | 最短の 2024 年度の承認を目指しているが、現在、新年度の入学者の募集・選定(入試)が始まっている。学生募集にあたり、「2024 年度承認を目指して申請中」等の文言を公開してもよいか？ | AT コースの申請をされた場合でも、承認できない場合もありますので、そのことを十分にご理解の上、各学校の責任のもとでご判断ください。 なお、事実と異なる表現(申請前であるにも関わらず申請した旨を記載している等)を確認した場合は、訂正等の依頼をお願いする場合があります、掲載 |

| 質問・意見 | | 回答 |
|---|---|---|
| | | 内容や訂正依頼後の対応によっては、ATコースの申請を受理しないこともございますので予めご承知おきください。また、掲載内容については、こちらでは事前の内容確認や可否の判断は出来かねます。 |
| 4 | 学校の施設を現在新築しており、2024年2月に完成する予定。その場合、申請書の施設・設備に関する申請はどのように対応すべきか？ | 個別対応が必要となるため、ATコース申請書の提出時に必ず申し出ていただくとともに、申請時点で提出いただける内容のご提出をお願いいたします。なお、JSPOにて、施設や設備の状況が把握できないと判断した場合は、追加書類の提出や、現地視察などをお願いする場合がございます。 |
| 5 | 施設申請時に必須となるトレーニングルームに設置する備品の例があればご教示いただきたい。 | ATコース施設・設備申請書に記載しておりますのでご確認をお願いいたします。 |
| アスレティックトレーナー専任教員(以下、AT専任教員)について(2023年10月18日更新) | | |
| 1 | これまでATコースを申請しておらず、2024年度から新カリキュラムでATコースの承認をうけることを希望する新規の学校は、まだ学内にAT専任教員の条件を満たす者がいない場合がある。その場合、専任教員講習会にはAT資格を保有しない教員が出席すべきか、現在は学校の関係者ではない2024年度から新しく着任予定の専任教員の候補の者が出席すべきか、ご教示いただきたい。 | AT専任教員講習会は、AT資格を保有していなければ受講できません。 ATコースが承認された際に着任予定の方であれば、現在学校に勤務していなくても受講が可能のため、後者の方に受講いただくようお願いいたします。 |
| 2 | 専任教員以外も対象となる現場実習指導者説明会や実技確認テスト検定員説明会の実施予定時期について知りたい。 | 現場実習指導者説明会及び実技確認テスト検定員説明会は、直近では、2023年11月～12月に開催予定の専任教員講習会の一部として実施予定です。 当該部分のみの参加についてもご案内予定ですので、対象となる方へのご案内をお願いいたします。 なお、現場実習説明会、実技確認テスト検定員説明会は、2024年3～5月に、現場実習指導者説明会を2回、実技確認テスト検定員説明会を2回実施する予定です。また、その後も、継続的に開催予定であり、決定次第、随時ご案内いたします。 |
| 3 | 過去に別の学校(旧カリキュラム)で専任教員講習会を受けたことがあるが、新カリキュラムで専任教員になるにあたっては改めて講習会を受ける必要があるのか？ | 新カリキュラムでのAT専任教員となる場合、新カリキュラムに基づくAT専任教員講習会を受講されていない方は、全員、受講いただく必要があります。 ただし、AT専任教員講習会の受講申込時点でAT専任教員を務めているか否かで受講対象となるプログラムや課題等が異なります。詳細はAT専任教員講習会開催要項でご確認ください。 |

| 質問・意見 | | 回答 |
|-------|--|--|
| 4 | AT コース申請基準で定める専任教員の配置人数の解釈は、実技確認テストを実施する学年が1学年のみ(3年制の3年生)の場合でも、3年制のコースの場合は3名必要か？それとも、実技確認テストを実施する年次のみ(1名)でよいか？ | 後者です。 専門学校や大学、大学院の年数に応じて、AT 専任教員の配置人数が変動するものではありません。 |
| 5 | 専任教員の人数は、実技確認テストを受ける学生の人数次第とのことだが、専任教員の人数次第で年度ごとにATコースの定員の増減が可能ということか？ | 可能です。 (2023年9月のATコース申請基準の見直しに伴う変更の一部) |
| 6 | 大学院修了(修士または博士)の専攻に関して、体育学や教育学など専攻の指定はあるか？ 社会福祉系や経営学など、スポーツや教育と直接の関連のない専攻でも修士または博士課程を修了していれば問題ないのか？ | 専攻分野の指定はございませんが、当該講師が担当される授業等により、学生が所定の学習成果をあげることができるかどうかという観点でのご判断をお願いいたします。 |
| 7 | 科目別講師は、大学院修了条件を満たしていない場合に教育・研究実績による代替条件が存在するが、専任教員についても同様の代替条件が適用されることはないのか？ | 新カリキュラム(新規申請校)のAT専任教員の就任条件について、科目別講師のような代替措置を講じる予定はございません。 |
| 8 | 同じ学園で、他の学校(別地域の学校)へ異動した場合にも、専任教員を継続することは可能か？ | 異動前後のカリキュラムが同一(旧から旧、新から新)、または、新カリキュラムから旧カリキュラムの場合は、AT 専任教員という立場は継続として扱います。 旧カリキュラムから新カリキュラムの場合は、新カリキュラムに基づく AT 専任教員講習会を受講されていない方は、AT 専任教員としての資格は喪失したものと扱います。 異動後の学校が AT コース承認校ではない場合は、AT 専任教員としての資格は喪失したものと扱います。 |
| 9 | 旧カリキュラム承認校の AT 専任教員は、修士を取得している者ではない。その場合、新カリキュラムの AT 専任教員に就任すること及び専任教員講習会を受講することができないのか？ 新カリキュラムとなり AT 専任教員の条件に合致するために、新規の教員を採用することは現実的ではない。特に専門学校の専任教員及び講師は、修士の有無を問わず現場でのプロフェッショナルを採用することが多いため、大学の講師とは状況が違う。 | 旧カリキュラム承認校の AT 専任教員は、修士を取得していない場合も、JSPO が定める研究・教育実績を有する場合、新カリキュラム移行後も、当該校の AT 専任教員となるのが可能です。 なお、新カリキュラム移行後も AT 専任教員となるためには、旧カリキュラムの AT 専任教員講習会の実績を問わず、新カリキュラムに基づく AT 専任教員講習会を受講いただく必要がございます。 また、新カリキュラムから新たに AT 専任教員となる場合、上記の対象外となり、大学院(修士もしくは博士課程)を修了(修士課程の場合の満期退学は対象外とする)していることが条件となります。この |

| 質問・意見 | | 回答 |
|-------|--|--|
| | | 対応は、今回のカリキュラム改定や試験制度の改定において、免除適応コースにおける教育水準が高いことを前提としていることによるものです。本来であれば旧カリキュラム承認校の AT 専任教員についても、大学院の修了を条件とすべきところですが、これまでの教育実績や条件変更に伴う影響等を考慮して研究・教育に関連する実績をもって代替する対応を講じておりますことをご理解いただけますと幸いです。 |
| 10 | 申請基準において、専任教員の条件として、申請校に専任(常勤)であることと示されているが、雇用形態が常勤でないといけないということか？ | 免除適応コースの制度は、当該校における教員及び事務職員等からなる教育実施組織が所定の基準を満たしていることを前提としたものであり、その維持・向上を専ら管理いただく方として AT 専任教員の配置を義務付けております。そのため、AT 専任教員は、当該校と常勤での雇用契約を交わした専任(常勤)の方であることを前提としております。 |
| 11 | 新カリキュラム専任教員となった者が、育児や現場での活動に専念する等で一時的に専任教員の任を外れる場合、再び専任教員になるためには AT 専任教員講習会を再度受講する必要があるか？ その際、学校に所属していなくても受講できる更新研修はあるのか？ | AT 専任教員が、育児等で一時的に専任教員の任を外れる場合でも、当該校と雇用契約があり更新研修の単位(2024 年度以降はAT専任教員としての所定の単位数)を取得しAT資格を更新する限りは、AT専任教員として扱います。 そのため、専任教員としての任に復帰される際、上記を満たしている場合は、AT専任教員講習会の再受講の必要はございません。 なお、「学校に所属していなくても受講できる更新研修」は、2024 年度以降に開始予定の更新研修における単位制のうち、「教授法」に関する単位に関するご質問と思います。原案では、「現場実習指導者説明会／実技確認テスト検定員説明会、専任教員養成講習会／専任教員ミーティング」のみとなっておりますが、対象事業を増やすことを検討しております。 |
| 12 | 仮に、旧カリキュラムの専任教員から新カリキュラムの専任教員となった者が一度専任教員の任を外れ、資格更新のタイミングで AT 専任教員として必要な単位数を取得できず専任教員の資格を失効した場合、その者が専任教員講習会を受講する際に大学院の修了は免除されるか？ | 旧カリキュラムでの承認時に AT 専任教員であった者が大学院(修士もしくは博士課程)修了の条件を満たさない者に対する代替措置については、旧カリキュラムからの継続申請をする学校やAT専任教員への激変緩和の観点から講じているものです。 そのため、旧カリキュラムから新カリキュラムへの移行前後から継続して当該校(同一法人の系列校を含む)においてAT専任教員の立場である者が、更 |

| 質問・意見 | | 回答 |
|---|--|--|
| | | <p>新研修の単位取得等の理由でAT専任教員としての資格が一時的に(原則として1年以内)喪失した場合であれば、代替措置の対象として扱います。</p> <p>ただし、所属する承認校が変更した場合や、AT専任教員としての喪失期間が1年を超える場合は、代替措置の対象外として扱います。</p> |
| アスレティックトレーナーコース科目別講師(以下、講師)について(2023年10月18日更新) | | |
| 1 | <p>専門学校の講師は、教育実績が十分であっても研究実績を有していない講師が多くいるため、教育実績のみで認めてほしい。</p> | <p>今後のAT養成のあるべき姿に鑑み、教育実績のみならず、研究実績を有する方が講師を務めるべきという考えであるため、学校の分類を問わず一律の基準としておりますことをご理解ください。</p> |
| 2 | <p>ATコース科目別講師基準のリコンディショニングに、「担当できる時間は全体の1/3を越えない範囲」とあるが、スポーツドクターやATでない3名が30時間ずつを担当し、合計で90時間として申請することは可能か？</p> | <p>不可です。</p> <p>リコンディショニングにおいては、講師基準欄に記載の「JSPO-ATとして登録・認定後5年を経過している者」「公認スポーツドクター」のいずれかに該当する方が、全体の2/3以上を担当する必要があり、「科目内容について教育実績を有する者」は、残りの全体の1/3を越えない範囲での担当となります。</p> <p>その他の科目においても、上記と同じ解釈となり、「科目内容について教育実績を有する者」の他に記載している条件に該当する方が所定の割合以上を担当いただく必要があります。</p> |
| 3 | <p>ATコース科目別講師基準の附則に、申請年度の4月1日時点で満たしていなければならないと記載があるが、申請年度とは2024年4月1日のことか？</p> | <p>本基準においては、承認を希望する年度となります。例えば、2024年度からの承認を目指して2023年12月に申請する場合は、2024年度となります。</p> |
| 4 | <p>ATコース科目別講師基準に、大学院(修士もしくは博士課程)修了者でない者は、科目講師に限り別途研究・教育実績によって代替可とすると記載があるが、申請受付前に個票を確認いただき講師を務められるか確認いただくことは可能か？</p> | <p>ATコースの申請期間外は、申請関係の書類内容や基準等への合致状況など、個別事案の確認・判断は致しかねます。</p> <p>ただし、基準等の解釈に関するお問合せは随時受け付けております。</p> |
| 5 | <p>ATコース科目別講師基準の備考に、「大学生および大学院生は、科目別講師を担当することができない」と記載があるが、講師から外さなくてはならないのか？</p> | <p>但し書きとして、「大学院生の内、JSPO-ATとして登録・認定後5年を経過している者、もしくは、大学等の教員で博士の学位取得を目指して大学院に在籍している者は除く」との記載をしております。そのため、この条件を満たした大学院生で、別途研究・教育実績がある科目講師であれば、大学院(修士もしくは博士課程)修了者に代替することが可能です。</p> |
| 6 | <p>ATコース科目別講師基準の備考に「大学院(修士</p> | <p>研究実績及び教育実績の両方が必要となります。</p> |

| 質問・意見 | | 回答 |
|--------------------------------------|--|---|
| | もしくは博士課程)修了者でない者は、科目講師に限り別途研究・教育実績によって代替可」と記載があるが、研究実績及び教育実績の両方が必要なのか？また、研究・教育実績として有効な年数の定めはあるか？ | AT コース申請時に科目別講師個票に記載いただく情報で判断いたします。 なお、各実績の有効な年数の定めは現時点では設けておりませんが、本条件の趣旨としては、必要な学びを継続していることを確認することであるため、継続的に実績を残していただくようお願いいたします。個票には、直近の内容を記載してください。 |
| アスレティックトレーナー資格の更新について(2023年10月18日更新) | | |
| 1 | 旧カリキュラムの更新研修は、「BLS 資格の維持」だったが、新しく「BLS 資格講習会の受講」と変更されている。この用語の違いに意味があれば教えてほしい。 | BLS 資格については、「JSPO-AT として、スポーツ現場においてスポーツをする人の安全と安心を確保する上で、常に保持しているべきもの」という位置づけに変更はありません。 更新に必要な単位数の対象にも位置付けたため、「受講」という文言を使用しているだけです。 |
| 2 | 今後の専任教員の更新研修の単位制は、更新研修の受講実績や単位の追加を、有資格者自らが申請しなくても管理者側で申請いただけるものなのか？それとも、一部は有資格者自ら申請しないといけないのでしょうか？ | 現時点では申請する単位によって、更新研修の受講実績を研修開催者等が JSPO へ申請する方法と有資格者自らが指導者マイページから申請する方法の 2 種類を想定しております。自己申請が必要な項目の詳細も含め、AT 更新研修の単位制の運用方法の詳細は、2024 年 3 月に学校宛と有資格者宛に通知予定です。 |
| 3 | AT 専任教員は、資格更新時に通常より 2 倍以上の単位取得が求められることは理解したが、この単位の教授法の単位や、教育活動の単位は含まれても良いということよろしいか？ | 一般の有資格者は、A～E カテゴリーで資格更新の 6 カ月前までに 10 単位が必要なところ、AT 専任教員は A～D、F カテゴリーから 20 単位が必要となります。 A. 教育に関する研修会等(学術大会、カンファレンス、各種セミナー等) B. 学術・研究活動 C. 教育活動 D. 海外におけるアスレティックトレーニング関連の学術集会等(国際学会/国際フォーラム) E. JSPO-AT 活動 F. 教授法 |
| 4 | 2022年度に JSPO 主催で開催された各種講習会又は説明会で説明されていた「リカレント教育」はいつ頃から始まるのか、概要をまとめて教えてほしい。 | 2022年度に JSPO 主催で開催した各種講習会又は説明会で言及した「リカレント教育」とは、審査基準で更新研修として説明しているもので、AT 資格を保有する全ての方に共通するものです。2022年度は、リカレント教育のイメージのもと更新研修の素案を作成していた段階でしたので「リカレント教育」とご説明しておりました。 |

| 質問・意見 | | 回答 |
|--------------------------------------|---|---|
| | | リカレント教育改め更新研修の詳細は、2024年3月に公開予定です。 |
| 5 | <p>教授法に該当する講習会・単位取得について、4年間で2単位以上の取得が必須とあるが、専任教員ミーティング以外の講習会を複数回受講して単位を得ることは可能か？</p> <p>もしくは専任教員ミーティングに4年間で最低2回は参加するように縛りを設けたということか？初回更新後は教員ミーティングのみでしか単位取得ができないとなると、8月末に合宿帯同にでる教員や集中授業のため参加が困難な教員にとって厳しい状態になるのではと懸念する。</p> | <p>2024年度以降に開始予定の更新研修における単位制のうち、「教授法」に関する単位に関しては、原案では、「現場実習指導者説明会／実技確認テスト検定員説明会、専任教員養成講習会／専任教員ミーティング」のみとなっており、複数回の受講を前提としているのは「専任教員ミーティング」のみとなります。</p> <p>特に、「専任教員ミーティング」を4年間で最低2回受講するといった下限は設定しておりません。</p> <p>今後、対象事業を増やすことを検討しており、事業の開催時期が重ならないよう調整していきたいと思えます。</p> |
| ATコースのカリキュラム・授業単位について(2023年10月18日更新) | | |
| 1 | <p>ATコース承認校に、承認前から在学している生徒が承認前に受講していた単位をATコースの単位として遡りで認め、単位を全て取得して検定試験を受験することは可能か？</p> <p>(例)2024年度入学生が2025年度にAT承認校となった場合、2024年度に履修した科目に関してAT専門科目として単位認定ができるか？</p> | <p>ATコースの承認前に取得した単位は、ATコースとして承認されたシラバスと同内容で担当講師も同じであったとしても、ATコースの単位として認めません。(=単位の遡りでの認定は不可)</p> <p>そのため、(例)で示された事例は単位認定できません。ATコースの承認前に入学した学生であっても、ATコース承認後に、対象となる全ての単位(現場実習含む)を取得した場合は、承認後の学生と同じ扱いとなります。</p> |
| 2 | ATコースとして認められる前に履修した授業を、ATコース承認後に学生が再度履修し単位を取得した場合、その単位はATコースの単位として有効か？ | 同一の授業(単位)の再履修と当該単位の再認定を学校として認めている場合は、ATコースとして承認後に取得した単位は有効となります。 |
| 3 | ATコースの単位を取りきれなかった場合、留年して単位を取ることは可能か？ | 可能です。 ATコースに在籍している限り、当該期間の単位取得は対象となります。 |
| 4 | ATコースでも、カリキュラム時間に関して、50分授業の場合1時間換算、90分授業の場合は2時間換算となるか？ | 左記の通りです。 ただし、現場実習は実働時間で計算してください。 |
| 5 | <p>カリキュラムの申請において、各科目の時間数は自宅学習等の授業時間外の学修時間を含めてもよいか？</p> <p>その場合、90時間を要する講習科目の免除申請を2単位科目(1単位あたり45時間の学修を必要とする場合)を一つ配置すればよいのか</p> | <p>自宅学習等を単位認定における時間換算の対象とされている場合は、学修時間に含めることは可能です。自宅学習等は、あくまで自主的な学習という位置づけで単位認定外の扱いの場合は含めることは不可となります。</p> <p>なお、申請基準のとおり、授業時数を換算する場合の計算方法は、学校教育法、大学設置基準及び専</p> |

| 質問・意見 | | 回答 |
|-------|--|--|
| | | 修学校設置基準等によるものとしております。よって、仮に 90 時間と定められている科目は、90 時間の学修を必要とする内容にて対応をお願いします。 |
| 6 | 2 年課程において卒業までに AT を取得する場合のスケジュールが知りたい。 | 各学校における授業計画次第ですが、単純に計算すると以下のスケジュールを想定しております。 ・実技確認テスト:2 年次の 8 月まで ・検定試験(理論試験):2 年次 11 月(秋期) ・AT 資格認定:卒業直後の 4 月 1 日 |
| 7 | 検定試験(理論試験)合格後から AT 資格の認定のスケジュールが知りたい。仮に 4 年生大学在学生在が 3 年次に理論試験に合格した場合、在学中に資格取得が可能か？もしくは資格は卒業後になるのか？ | 新カリキュラムでは、学校の卒業又は修了を AT 資格の認定の要件に含んでいないため、在学中でも登録手続きが完了すれば、その手続き時期に応じた期日で資格が認定されます。 例えば 3 年生の秋期に検定試験に合格した場合、4 年生になった翌年 4 月 1 日付での資格認定となります。 |

現場実習について(2023 年 10 月 18 日更新)

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 審査基準では、現場実習はスポーツ現場等で学修するよう示されているが、スポーツ現場とは具体的に何を指すのか？ また、スポーツ現場以外で認められる場所があれば知りたい。 | ○ スポーツ現場としてみなす例 ・プロスポーツチーム ・学校内のスポーツを行う部活動やアスレティックトレーニングルーム(※1) ・近隣の高校のスポーツ部活動 ・マラソン大会(※2) ※1 現場実習指導者が当該学生を指導・監督している環境であることが必要です。現場実習指導者が同一キャンパスの離れた場所にいるなど、当該の現場と現場実習指導者が別の環境にいる場合は認められません。 ※2 申請できる 1 日の実習時間は3時間以内であることを特にご注意ください。 ×スポーツ現場としてみなさない例 ・病院やスポーツ関連クリニック |
| 2 | 現場実習を理学療法士の臨床実習と兼ねて行うことはできるのか？ | 現場実習の手引きに基づく適切な実習内容であれば、他資格の実習と兼ねることは問題ありません。ただし、他資格では認められる行為であっても、JSPO-AT としては認められない行為があることや、評価基準が異なることなど、実施にあたっては、十分な指導をお願いいたします。 |

実技確認テストについて(2023 年 10 月 18 日更新)

| | | |
|---|--------------------------|-----------------------------|
| 1 | 実技確認テストの検定員のうち 1 名は学外の関係 | 謝金は、10,000 円/1 時間を上限に設定してくだ |
|---|--------------------------|-----------------------------|

| 質問・意見 | | 回答 |
|-------|---|---|
| | のない方をお願いするとのことだが、検定員をお願いする際に謝金は必要か？その場合、金額の規定はあるのか？ | さい。 なお、実技確認テストは各学校において運営いただくこととしておりますので、謝金や旅費の支払いの詳細は、各学校にて最終決定してください。 実際の依頼にあたっては、出来るだけ近隣に在住する検定員に打診いただくことや、近隣の学校と協力してテストを計画・実施するなど、工夫してご対応いただけますと幸いです。 |
| 2 | 専任教員が他の学校の実技確認テストの検定員を担うことはできるのか？ | 可能です。 外部の検定員として実技確認テストの検定員を担っていただくことが可能です。 |
| 3 | 実技確認テストの受験料を学生から徴収しても問題ないか？ | 問題はございません。 実技確認テストは各学校において運営いただくこととしておりますので、受験料の設定についても、各学校に決定してください。 なお、JSPO へお支払いいただく経費もございません。 |
| 4 | 事前に共有される実技確認テスト検定員のリストの概要が知りたい。実技確認テスト検定員説明会に受講済の全ての検定員のリストなのか、時期や条件などを照会した上で共有されるリストなのか？ | リストに掲載する方は、ご本人の許諾をいただいた方のみとなる予定です。掲載情報の範囲や共有方法等については、2023 年 12 月に学校宛に通知予定ですので、しばらくお時間いただけますと幸いです。 |
| 5 | 実技確認テストの受験には、現場実習の修了が必須ということで間違いないでしょうか。カリキュラムと同様に見込みとして扱われることは無いでしょうか。 | 実技確認テストの実施時点では、①カリキュラム履修、②現場実習の修了は見込みでも結構です。ただし、実技確認テストの趣旨に鑑みますと、テスト実施時点では上記①②が修了している状態であることが前提となります。 なお、上記②現場実習の修了を JSPO にて確認するタイミングとしては、検定試験(理論試験)の申込時にチェックシートを提出していただく予定です。 実技確認テスト及び検定試験(理論試験)の流れは、12 月に AT 承認校に通知できるよう調整中です。 |
| 6 | 実技確認テスト実施前に共通科目の修了は必要か？ | 実技確認テスト及び検定試験(理論試験)の受験にあたっては、共通科目の修了(受講完了申請とオンラインテストの合格)は条件としておりませんので、実技確認テストの実施(受験)までに、共通科目を修了している必要はございません。 |
| 7 | ATコースの旧カリキュラムでは、共通科目修了→検定試験(理論試験)合格→現場実習終了→検定試験(実技試験)の流れだったが、共通科目が新カ | ご認識のとおり、ATコースの新カリキュラでは順番が関係なくなります。 共通科目に関しては、受講完了申請後、当該申請 |

| 質問・意見 | | 回答 |
|--------------------------------------|---|---|
| | リキュラムの場合はこの順番が関係なくなるという理解で間違いはないか？とはいえ、どこかのタイミングまでには共通科目を修了している必要があるかと思うが、いつのタイミングまでに修了が必須か教えて頂きたい。 | 期間の最終日から4年間を受験有効期間としております。なお、卒業後の受講完了申請はできませんのでご注意ください。共通科目(新カリキュラム)の受講完了申請は、4月付登録の場合は8月～9月末、10月付登録の場合は2月～3月末の間で進めていただくため、それまでに共通科目を全て修了している必要があります。 |
| 8 | 実技確認テストは在学中に実施しなければならないと認識していますが、間違いはないか？4年制大学の場合、卒業年度(基本的には4年次)の3月31日までに実技確認テストの何を修了すれば良いのか？ 実技確認テストの実施は最短でも3月中旬となる見込みで、実技確認テストの何(実施または申請/報告)をいつまでに申請しなければならないのか、示していただきたい。 | 実技確認テストは在学中に受験しなければならないルールです。そのため、学年の終期が3月31日までの場合は、最終学年の終期である3月31日までに実技確認テストの実施を終えている必要があります。なお、実施報告を3月31日までに提出いただくのかは検討中です。 |
| 9 | 実技確認テストの受験回数に制限はあるのか？また、実技確認テストを複数回実施する場合、期間にインターバルの設定はあるのか？ | 学生1名あたりの実技確認テストの受験回数に制限はございませんが、申請から報告に要する時間に鑑み、各学校での実技確認テストの実施は最低でも1ヵ月のインターバルを設けております。 |
| 検定試験(理論試験)について(2023年10月18日更新) | | |
| 1 | 旧カリキュラムでは、検定受験(理論試験)の受験に際して、受験者名簿の作成や願書のとりまとめ・提出等を担っていたが、今後は学校でのとりまとめは不要か？ 実技確認テストの修了者に、検定試験(理論試験)の受験案内をJSPOから実施するのは承知したが、各学校が行う手続きを具体的に知りたい。 | 検定試験(理論試験)の受験案内は、学生個人にJSPOから直接案内をし、個人からの申込となります。そのため、各学校に申込者のとりまとめをお願いすることはありませんが、受験者の管理(検定試験の受験条件を満たしているか等)は引き続きお願いしたく考えております。 実技確認テストの実施の流れや検定試験(理論試験)の受験の流れに関する詳細のご案内は、2023年12月にまとめて学校宛に通知予定のため、最終的な回答は、当該の案内にてご確認ください。 |
| 2 | 受験生の申込は、以下2フェーズをもって完了するという理解でよいか？ ① 指導者マイページ上で申し込みを行う(申し込み・受験料の振込) ② CBTマイページと呼ばれる別のサイトにて登録を行い、受験希望の設定を行う。 | ご認識のとおりです。 なお、指導者管理システムにおいて、申込状況を各学校のご担当者がご確認ください。実技確認テストの実施の流れや検定試験(理論試験)の受験の流れについてのご案内は、2023年12月にまとめて学校宛に通知予定のため、最終的な回答は、当該の案内にてご確認ください。 |
| 3 | 各学校における専門科目受講完了申請の時期は、春期(5月)の理論試験(検定試験)を受験する学生は同年2/3月、秋期(11月)の理論試験受験を受 | ご認識のとおりです。 |

| 質問・意見 | | 回答 |
|-------|--|--|
| | 験する学生は同年 8/9 月に実施という理解で間違いないか？ | |
| 4 | 検定試験(理論試験)を現場実習の修了見込みで受験することは可能か？ 加えて、前期科目と後期科目、通年科目(学校によってはターム制)で分かれる場合があるが、5月の試験は前年度の後期科目のみ見込みで認める、11月の試験は、前期科目のみ見込みで申込を認めるというような制限はあるのか？ | 検定試験(理論試験)の指導者マイページでの申込時点で①カリキュラム履修、②現場実習の修了、さらに BLS 認定証の提出を必須とする予定です。 |

(2)旧カリキュラム

| AT コース全般について(2023年10月18日更新) | | |
|-----------------------------|---|---|
| 1 | 旧カリキュラムATコース承認校が、コースの新設を申請することは可能か？ | 現在承認されているカリキュラムを問わず、ATコース承認校が新カリキュラムでのコース新設を申請することは可能です。 ただし、新設コースのカリキュラムは、新カリキュラムに限ります。 |
| 2 | AT 資格(旧カリキュラム)取得に際して、検定試験(理論試験)の受験時に提出する一次救命処置(BLS)は、日本赤十字社以外でも可とされているが、2024年度以降も続く対応なのか？ | 2024年度以降は、日本赤十字社の救急法救急員以外の BLS 資格を不可とすること(コロナ特例措置の廃止)も検討中です。 本内容は、改めて承認校に通知予定です。 |

2. 共通科目について

| 共通科目の全般について(2023年10月18日更新) | | |
|----------------------------|---|---|
| 1 | コーチデベロッパー養成講習会は直近でいつごろ開催されますでしょうか？ また講習会参加にあたっての諸条件等はございますでしょうか？ | 令和 5 年度の講習会は、すでに申込を締め切っております。令和 6 年度の開催および申込案内については、2024年4月頃を目途に承認校の担当者アドレスまでメールにてご案内予定です。 各校 1 名まで推薦可能で、申込時にご提出いただく調書の内容に基づき、内部審査を経て受講者を決定いたします。 令和 5 年度の受講条件は、以下のとおりです。令和 6 年度は変更する可能性もありますのでご注意ください。 ----- 以下の全ての項目に該当する者。また、JSPO 公認スポーツ指導者資格保有者が望ましい。 (1)原則として受講申込年度(4月1日現在)に 30 歳以上かつ 60 歳以下であり、通算 10 年以上のスポーツに関する指導又は教育活動(教育機関での教鞭等を含む)若しくはコーチ育成経験 |

| | | |
|---|---|---|
| | | <p>があり、かつ現在も当該指導等に携わっている者</p> <p>(2)スポーツに関する知識及び高い倫理観を有し、コーチングに関する学びを継続して実践する意識及びスポーツを通じた人材育成(成長)とコーチングに対する熱意を有し、自らも継続して学び続ける意思がある者</p> <p>(3)コーチデベロッパーとしての役割を意識した指導又は教育活動の場を持ち、アクティブラーニングを主体とした学びの支援を継続して実践できる者</p> <p>(4)JSPO 及び JSPO 公認スポーツ指導者資格養成団体が実施する公認スポーツ指導者養成講習会・研修会等(2019年4月の公認スポーツ指導者制度改定後の内容において、実施団体の依頼に基づき、継続的に協力が可能である者</p> <p>(5)本講習会の全日程(第1回及び第2回)に参加が可能である者</p> <p>(6)パソコン、Microsoft ソフトウェア (Word、Excel、PowerPoint 等、Google アプリドキュメント、スライド、スプレッドシート、web 会議ツール Zoom 等、コミュニケーションツール Slack) などの使用に関する基礎的な知識技能と必要な機材等(PC、マイク、カメラ、インターネット回線等)を有し、受講者へのオンライン上での指導対応が可能である者</p> |
| 2 | 90分授業は2時間と換算されるのか？50分授業は1時間と換算されるのか？ | 50分授業は1時間の換算でお願いいたします。 |
| 3 | 現在共通Ⅰは既に申請済みで、今後共通Ⅱ、Ⅲを申請する予定。共通Ⅰ～Ⅲをそれぞれ個別に取得できるようにしたい場合(例:共通Ⅰのみ必要な学生はⅠに必要な単位を取得後、登録手続きをすればよい状態)、共通Ⅰ・Ⅱ・Ⅲそれぞれ申請書を提出する必要があるのか？それとも、共通Ⅲで申請すれば共通Ⅰ、Ⅱの申請も含まれるとみなされるのか？ | 共通科目の申請は、いずれか一つとなります。 なお、共通Ⅲの申請をしていただければ、共通ⅠとⅡの申請も含んだものとして扱います。 |
| 4 | オンラインテスト実施後のコーチングアシスタント取得について、登録できるタイミングでメールを頂かないと申請が漏れる生徒が出るのでは？ | 登録手続きは、各個人宛にメールとハガキでご案内いたします。 初回案内時に登録手続き(登録料の納入等)をしなかった場合、半年後と1年後にも同様のご案内をいたします。 |
| 5 | 新カリキュラム適応校申請の際、これまで通り共通 | 共通科目Ⅲの申請もお願いいたします。専門科目 |

| | | |
|--|----------------------------|---|
| | <p>科目Ⅲも同時に申請するのがよろしいか？</p> | <p>のみの申請は出来かねますので、何卒よろしく願 いいたします。</p> <p>なお、大学院に限り、AT コースを履修する全学生 が以下に記載するいずれかの条件を満たす場合、 「共通科目Ⅲコース」の申請を免除することが可能 です。</p> <p>①入学時点で共通科目Ⅲの受講が免除される何ら かの条件を満たしている場合</p> <p>②当該大学院を置く大学の「共通科目Ⅲコース」の 履修により「共通科目Ⅲコース」を修了することが 可能な場合</p> |
|--|----------------------------|---|